

令和3年第11回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和3年11月25日(木)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時47分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	欠		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		吉田信雄	出
8	石田裕司	欠		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	欠		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
 次長 清水周二
 書記 青木智史
 書記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和3年第11回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、石田裕司委員、中嶋安男委員、八木秀雄委員から欠席の旨の、通告がありましたのでご報告いたします。</p>
事務局長	<p>現在の出席委員は12名中9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和3年第11回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第10号、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第118号から議案第121号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第122号から議案第123号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第124号から議案第140号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第141号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、坂本和彦委員と石澤清治委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第10号、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第10号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール(200㎡)未満であれば、農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p>
事務局	<p>それでは、報告番号第10号につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>農業用施設の内容は農業用倉庫で、昨年10月に軽微変更がされたものです。</p> <p>なお、こちらは既に設置されているため、設置後の届出となります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項ですのでご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第118号から議案第121号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>議案第118号及び議案第119号については、関連がありますので、一括審議といたします。</p> <p>それでは、議案第118号及び議案第119号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p>

	<p>農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第 118 号、及び 119 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請者の 2 人は、親の代からそれぞれの耕作している農地を、自己所有地と思って利用してきておりましたが、このほど、土地の名義が逆になっていることがわかり、現況に合わせるため、交換により整理したいとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
事務局	<p>この件について、まず、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>小和瀬委員。</p> <p>ただいま、事務局から説明のあったとおり、21 日に野澤委員と現地確認をしてまいりました。この場所は、説明のあったとおり、昔から耕作をしていたということで、お互いが、これからも同様に使用していきたいということです。ただ、(議案第 118 号の申請地)は、しばらく耕作しておらず、草が茂っているということで、そういった点をお互いが承知した上での交換だと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。本 2 議案については、それぞれの農地の交換という密接不可分の関係にありますので、採決につきましても、一括に行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 118 号及び議案第 119 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 118 号及び議案第 119 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に議案第 120 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 120 号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人名)さんは、ご家族で〇〇地区全域にわたって、畑では花卉や植木、田では米を作っております。</p> <p>今回取得する農地は、すでに利用権設定により借り受けて、米を生産しておりますが、このたび売買により取得し、自作地の拡大を図ろうとするものです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員さん、お願いいたします。</p>

小和瀬委員	<p>小和瀬委員。</p> <p>こちらの件につきましても、21日に野澤委員と、現地確認及び聞き取りに行っていました。この申請地につきましても、(譲受人名)の親父さんなんですけども、耕作しております。(譲渡人名)さんも、これからも、田んぼとして使う意思がないということで、(譲受人名)さんが買取をして、これから大きい農家ですので、寄居町でも1、2を争う農家になっていたと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第120号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第120号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に議案第121号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第121号について、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>(譲受人名)さんは、ご夫婦で野菜作りを行っておりますが、自宅に隣接する申請地を取得し、スイカ、かぼちゃ、果樹などを作付していきたいとのこと。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第3号信託、第4号農作業常時従事、第5号下限面積、第6号転貸禁止、第7号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>この件について、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>吉田推進委員。</p>
吉田推進委員	<p>11月20日、土曜日に内田委員、石澤委員とわたくし吉田で、現地調査を行いました。</p> <p>(譲受人名)さんは、当日、不在だったのですが、奥様にお会いすることができました。圃場は、譲受人宅の西側に隣接しておりまして、野菜の栽培、農作業の効率化等が見込めることから、今回の購入に至りました。畑はトラクターで綺麗に耕運されております。特に問題はないものと考えますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第121号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第121号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第122号から議案第123号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第122号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第122号につきまして、ご説明申し上げます。</p>

事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請人は、住宅に隣接する本申請地に、農機具倉庫を建て使用していましたが、宅地の管理中、申請地へ許可なく建築していることが分かり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元委員さんご意見をお願いいたします。</p> <p>須賀推進委員。</p>
須賀推進委員	<p>122号について、ご報告いたします。</p> <p>11月21日の午後、中嶋委員、石田委員とわたくし、須賀の3人で、面談と現地確認をしてまいりました。面談については、奥さんとお話することができました。現地については、既に農業用倉庫が建っておりました。本人も、いつ頃から建っていたか分からないとのことですが、おそらく昭和40年代頃に建てたのではないかということです。無許可であることを知らずに、今まで使用していたとのことで、正式な許可を受けたいということで、申請したとのこと。詳細は、事務局の説明のとおりかと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声。)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第122号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第122号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第123号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第123号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、申請地に隣接する住宅で生活しておりますが、住宅の建て替えを検討し、申請に至ったとのこと。現在の居宅については、転用許可を経て新居に移り住んだあと、譲受人の姉に贈与し、姉家族が居住するということです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元委員さんご意見をお願いいたします。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>11月21日、午後1時から、關谷委員と現地調査及びヒアリングをしてまいりました。内容</p>

	<p>につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声。)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 123 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 123 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 124 号から議案第 140 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 124 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 4 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 124 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、申請地と隣接した住宅に居住しており、平成 4 年頃から、申請地に敷砂利をし、自宅への進入路として利用しておりましたが、許可を得ていないことが分かり、正式に許可を得るため申請に至ったとのこと。追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>坂本推進委員。</p>
坂本推進委員	<p>21 日に、坂本委員と現地を確認してまいりました。特にこの件については、問題ないものと思えますけれども、裏の土地については、先月の総会にかかったわけですし、今回のこの申請地が、進入路として残っていたわけですが、特に問題はないと考えますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 124 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 124 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次の議案第 125 号から議案第 131 号については、申請者、申請地ともに関連しておりますので、説明は一括でお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(委員の中から「よし」の声)</p>
議長	<p>それでは、議案第 125 号から議案第 131 号について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書の4ページから5ページをご覧ください。</p> <p>議案第125号から議案第131号についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は事業を行うにあたり、候補地を検討しておりましたが、申請地は日当たりが良く、必要と考える面積の確保ができ、首都圏のため、設備のメンテナンスを行いやすい場所であると考え、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>法人名と代表者名で申請を分けている点については、再生可能エネルギー設備設置場所について定められている規則によりまして、同一事業者は隣接する土地で事業を行うことが認定されないことがあるため、今回のような申請となっているとのことです。</p> <p>今回の申請につきましては全ての申請に、設備認定通知書の写しが添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>20日に坂本推進委員と現場を見てまいりました。折原橋からまっすぐ上がって行きますと、県道があるのですけれども、県道の両サイドは、住宅も建ち始めまして、道路から2枚目、3枚目のところは、人ひとりが通れるくらいの道がありまして、こちらの申請地は、保全管理の状態でありました。この申請地につきましても、問題ないものと考えられますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは順に採決をしたいと思います。</p> <p>議案第125号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第125号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第126号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第126号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第127号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第127号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第128号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第128号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第129号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 129 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。次に、議案第 130 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 130 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。最後に、議案第 131 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 131 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。次に、議案第 132 号について事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 132 号についてご説明申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 譲受人は、町内で不動産業を行っておりますが、申請地が、駅や小中学校へ近く、生活環境が整っている場所であると考え、今回の申請に至ったとのこと。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。 柴崎推進委員。
柴崎推進委員	去る 19 日の午後、現地を確認してまいりました。この土地については、我々が見た感じでは、既に 10 年以上、耕作をされていない土地で、草刈り等をしていた土地として見ておりました。東側の土地と申請地の境界が、私には確認出来ませんでした。北側には、既に住宅ができております。この住宅と申請地の境は、コンクリート杭が 1 本とプラスチックが 3 本、埋設されておまして、境界がはっきりしておりましたが、西側の道路との境が、現地では、私では確認出来ませんでした。それと、南側の公図を見ていただきますと、中に公道が入っていると思われるのですが、自分も調べたのですが、町の境界標が確認出来ませんでしたので、申請地周辺の地主さんとトラブルがなければ良いのですが、事務局の方で、そういう話があったのかどうか、その点の確認をしていただきたいということと思います。(譲渡人名)さんにはお会い出来なかったのですが、以前にも、土地の管理ができないということで、家庭の事情によって、今回に至ったと思います。ちょっと不安なところもございますが、隣接地との境界がはっきりしているのか不安ですが、事務局の方で調査をして頂ければと思います。以上、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	事務局。
事務局	そういった話はまだ、伺っておりませんので、申請者へ伺い対応してまいります。
柴崎推進委員	ちょっと追加でよろしいでしょうか。
議長	柴崎推進委員。
柴崎推進委員	申請地の南側の土地につきましては、農地を利用している方がおりますので、被害防除策をしていただきたいと思います。
議長	他にご意見はございませんか。

	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 132 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 132 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 133 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 133 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、町内の借家で暮らしておりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を検討していたところ、職場にも近い本議案の申請地を譲り受けることができたため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>柴崎推進委員。</p>
柴崎推進委員	<p>133 号について報告をさせていただきます。譲渡人については、過去 2 回ほど、申請が上がっている方ですが、体調を崩しておりまして、農地の管理が難しいということで、農地の売却を数年前から考えておった場所でありまして、申請地の隣接地も既に転用許可を受けておりまして、これで全て、住宅建設が始まっております。今回の申請地についても、境界等も確定しておりまして、既に周辺は住宅建設が始まっている場所でもありますので、問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 133 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 133 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 134 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページをご覧ください。</p> <p>それでは議案第 134 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、他市のアパートに家族で暮らしておりますが、町内に自己用住宅建築を検討していたところ、譲渡人である父から、土地を貸してもらえることとなり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>また、隣接する譲渡人の自宅や、申請地への進入路として、申請地の一部が許可なく、アスファルト舗装され、利用されておりますが、今回の申請に伴い、正式に許可を取りたいと考え、併せて申請に至ったとのことです。追認部分については、始末書が添付されております。</p>

<p>議長</p> <p>須賀推進委員</p>	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>また、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>須賀推進委員。</p> <p>議案番号134号についてご報告いたします。</p> <p>11月21日の午後、中嶋委員、石田委員とわたくし、須賀の3名で面談及び、現地調査をしてまいりました。本件については、令和2年10月の促進協で協議していただいた案件でございます。詳細については事務局の説明のとおりでございます。特段問題はないものと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第134号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第134号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第135号について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第135号についてご説明申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は、東京都の借家で暮らしておりますが、実家のある寄居町で、自己用住宅と事業所を建築し、事業を行いながら生活していきたいと考えていたところ、今回の申請地を譲って頂くことができ、申請に至ったとのことです。</p>
<p>事務局</p>	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましては、全て問題はないものと考えます。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
<p>議長</p>	<p>石澤委員。</p>
<p>石澤委員</p>	<p>去る11月20日に内田委員、吉田推進委員と3人で現地調査をしてまいりました。只今の事務局の説明のとおり、令和2年の10月26日開催の促進協議会で審議を頂き、この10月28日に除外になった土地であります。当該地は、(譲受人名)さんのご実家のすぐ隣ということで、都内で気象データを販売する会社をこちらに持ってくるというような計画だそうでございます。当該地は、ほぼ、住宅地に囲まれた農地でありますので、特段、問題はないと思うところありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 135 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 135 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 136 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 136 号についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、申請地付近で候補地を検討していましたが、申請地は、太陽光を遮るものが周囲になく、定期的な管理がしやすい位置であるため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>申請事由につきましては、地上権設定となっております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
坂本委員	<p>坂本委員。</p> <p>23 日に吉田推進委員と現地確認をしまいましたが、事務局の説明のとおり、特に問題はないものと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 136 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 136 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 137 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 137 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は建築業を行っておりますが、居宅に隣接した申請地を業務に必要な資材置き場や作業場等として利用しておりましたが、許可なく使用していたことが分かり、正式に許可を得るため、今回の申請に至ったとのことです。追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p>
吉田推進委員	<p>吉田推進委員。</p> <p>去る、23 日に坂本委員と現地確認をしましました。(譲受人名)さんが建築業をやっております、母屋の裏に物置等もありまして、そこを資材置き場や材料置き場として、使用しておりましたので、許可なく行っていたということで、今回の申請に至ったとのことです、ご審議のほどお願いいたします。</p>

議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 137 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 137 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 138 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 138 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、町内の借家に居住しておりますが、手狭となったため、自己用住宅の建築を検討したところ、義父から申請地を貸してもらえらることとなり、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>先程、事務局の方から説明いただきましたけども、11 月 21 日に關谷推進委員と現地調査とヒアリングをしまいいりました。現地につきましては、2、3 週間前に測量してもらったということで、杭が打ってありました。畑に関しては、季節野菜が作ってありましたけども、綺麗になっておりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 138 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 138 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 139 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 7 ページをご覧ください。</p> <p>それでは、議案第 139 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は現在、借家に居住しておりますが、子供の成長とともに手狭となったため、自己用住宅建築を実行しようとしたということです。本議案の許可要件の該当性ですが、申請地については、1 種の例外ということで、許可の対象となってくる場所ではありますが、農地法第 5 条第 2 項の第 3 号に、資力及び信用等という項目がございます。申請後に調査をしたところ、譲受人である(譲受人名)さんが、平成 15 年に別の場所で、親族から農地を使用貸借して住宅を建築するという農地転用申請が出ており、許可となっております。</p>

<p>議長</p> <p>小和瀬委員</p>	<p>ただ、許可となったあと、現在は別の方が住んでいるということで、この申請が正しく実行されていたのかということを確認しておりますが、回答がきていない状況でございます。このような状況ですので、信用の点で、許可要件の該当性の判断ができていない状況であります。</p> <p>事務局からは以上になります。</p> <p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>小和瀬委員。</p> <p>この件につきましても、21日に、野澤委員と現地確認と聞き取りに行ってまいりました。只今の説明があったとおり、平成15年に(譲受人名)さんで申請が出されて、それが許可となりまして、定かではないですが、別の方が住んでいるという情報がありまして、その土地については、よく知っております。今回、子供の成長に伴い、借家では手狭ということで、申請に至ったということですが、前回同様になってしまうのではないかと考えられますけれども、今回の申請は、説明どおりに実行されるということも考えられますので、可能であれば、条件付きか何かで、審査をしていただければと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p> <p>新井委員</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>新井委員。</p> <p>私も、地元なのですが、小和瀬委員から、ぜひというようなご意見がございまして、私も、してあげられるのであれば、したほうが良いとは思いますが、この件につきましては、農地を転用して宅地にした後、宅地を不動産屋に売買するという事例がありますので、この件が認められてしまえば、今後、同様な事案が上がった際も、反対する意見が通らないかと思っておりますので、この件については、本人が一度でも、この場所に住宅を建てて、その後に転売したという証拠があればよいというお話も聞いておりまして、そのあたりについては、住宅を建てたという登記の証明を農業委員会に示していただいた時点で、再度の審議をいただいて、許可相当かどうかを決めたほうが、これからの寄居町農業委員会のためによいかと思います。</p>
<p>議長</p> <p>石澤委員</p>	<p>石澤委員。</p> <p>只今、事務局から資力、信用の確認というお話がございました。そしてお二人の委員から、過去の例もお伺いさせていただきました。ご本人に確認をするまで、農業委員会としては、許可か不許可かどちらかしかないとは思いますが、継続審査というのでしょうか。確認ができるまで、継続して審査するというのを提案させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにごございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>今の意見を集約すると、ご本人の確認が取れるまで、事務局の調査でも説明にあったとおりですので、継続という事例は、過去にはないということですが、異例の中の異例ではありますが、継続という方向で納めるという形でもよいかご意見を伺えればと思います。</p>
<p>議長</p> <p>小和瀬委員</p>	<p>小和瀬委員。</p> <p>できれば、継続のほうがよいと考えております。これからの(譲受人名)さんの将来もあると思いますので、ぜひ、可能であれば継続でお願いしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにごございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

議長	<p>よろしいですか。ここで採決をとりますが、継続という形でよろしいでしょうか。 議案第 139 号について、継続審議することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 139 号につきましては、継続して審査をしていくということで取り組んでまいります。 事務局でも、さらに細かい調査をお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に議案第 140 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 140 号につきまして、ご説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人は、他市で肉用牛の飼育、販売を行なっておりますが、経営規模拡大のため、新たに畜舎及び、堆肥舎の建設を計画したところ、申請地が高速のインターチェンジに近いことや、土地所有者が譲受人である、法人の代表者のため、土地の確保が容易なこと、経営している牧場から近いことから、申請地としたとのことです。 開発については、開発に係る面積が、3000 m²となる場合は、県の許可が必要となりますが、農業の用に供する建築物につきましては、例外的に許可不要となるため、例外への適合証明の申請を、県の川越建築安全センター東松山駐在に行っており、証明交付見込みであることを確認しております。</p>
議長	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行令第 11 条第 1 項第 2 号、イによりまして、農地を農業用施設の用に供するため、例外として許可となるものとされております。 なお、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。 野澤委員。</p>
野澤委員	<p>この件につきまして、11 月 22 日に(譲渡人名)氏、本人に電話で確認しております。今回の申請は、(譲渡人)氏が(譲受人)に貸すための申請ということでありまして、問題はないと考えます。前回の寄居町農業振興地域促進協議会に出た案件でありますけれども、それも面積と微妙に違いまして、今回は、実測値で出ているそうなんですけれども、申請地の大部分を占めている(地番)は、すべて池だったんですね。このあたりは軍事工場がいっぱいありまして、この申請地というのは、よく水が出るところでありまして、池だったために、原野扱いになっておりますし、もう、池は埋め立てられておりますので、今から約 60 年前の測量で面積を割り出した数値で、これだけでも面積の中で、6.03 m²の差しかない当時の測量技術に拍手を送りたいと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。 (委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 140 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 140 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付しま</p>

議長	<p>す。</p> <p>続きます、日程第 6、議案第 141 号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてですが、新井一弘委員が申請人となっておりますので、農業委員会等に関する法律、第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(新井委員 退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 141 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 8 ページをご覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定（移転）につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p>
	<p>それでは、議案第 141 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人)以下 5 人です。</p> <p>貸付人は、(議案書整理番号 1 の借付人)以下 6 人です。</p> <p>合計 18 筆で、1,0335.54 ㎡、田はなく、すべて畑となります。</p> <p>なお、ご決定をいただきました後に、同法第 19 条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案 141 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 141 号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。</p> <p>(新井委員 復席)</p>
議長	<p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長 事務局長	<p>事務局から何かありますか。</p> <p>事務局から 1 点、ご報告申し上げます。</p> <p>次回の総会ですが、12 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>繰り返し申し上げます。</p> <p>12 月 27 日、月曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和 3 年第 11 回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

坂本 和彦 委員 石澤 清治 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和3年11月25日

議 長

空岡重雄

委 員

坂本和彦

委 員

石澤清治